

秋田県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 秋田県における再犯防止に関する施策を推進するため、秋田県再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 秋田県再犯防止推進計画の推進等に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める構成機関の職員等をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、構成機関の職員等の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 必要があると認められるときは、構成機関以外の者を出席させることができる。

(会議の開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課において行う。

(個人情報の保護)

第6条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

秋田県再犯防止推進協議会構成機関

分類	No	構成機関
国関係機関	1	秋田保護観察所
	2	秋田刑務所
	3	秋田少年鑑別所
	4	秋田地方検察庁
	5	秋田労働局
更生保護団体	6	秋田県保護司会連合会
	7	更生保護法人秋田至仁会
	8	秋田県更生保護女性連盟
	9	特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構
民間団体	10	秋田弁護士会
	11	秋田県地域生活定着支援センター
	12	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
	13	国立大学法人秋田大学